

特定行為研修制度に関する情報提供

令和2年度都道府県担当者会議

2021年1月28日(木)

医政局看護課 看護サービス推進室

情報提供の内容

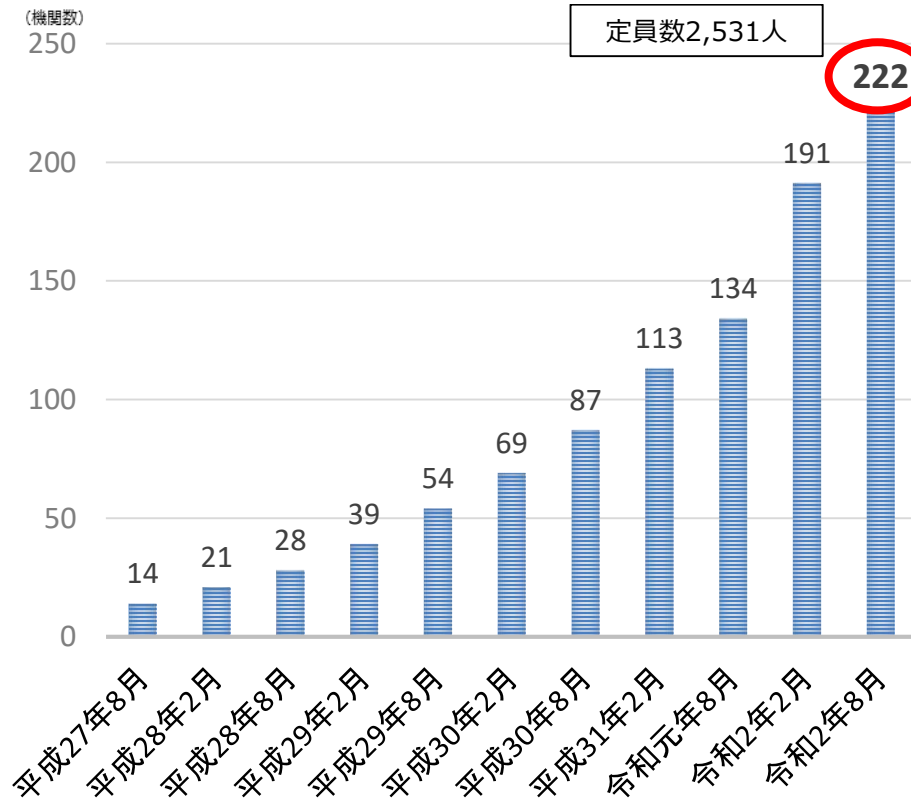
1. 指定研修機関数と修了者数等の動向
2. 指定研修機関、受講者等への国の支援
(令和3年度予算案概要)
3. 指定研修機関、受講者等への都道府県の
支援状況に関する調査結果
4. 業務従事者届の様式改定について
5. その他

1. 指定研修機関数と修了者数等の動向

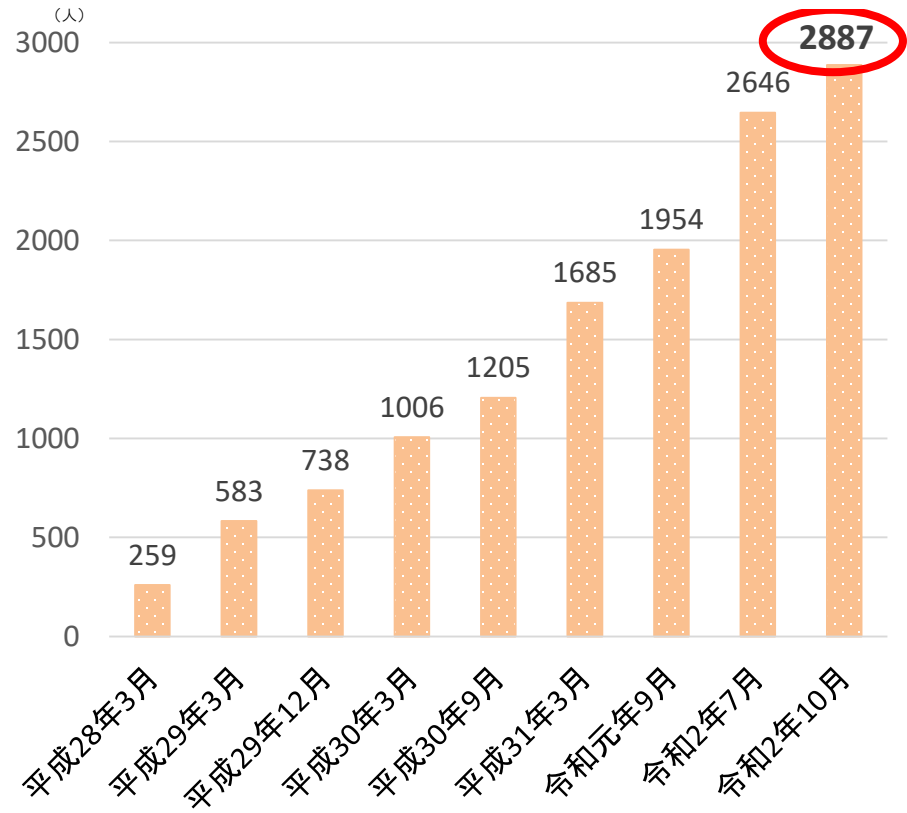
特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関数・研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和2年8月現在で222機関である。これらの指定研修機関が年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は2,531人（令和2年8月現在）となっている。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和2年10月現在で2,887名である。

■指定研修機関数の推移



■研修修了者数の推移



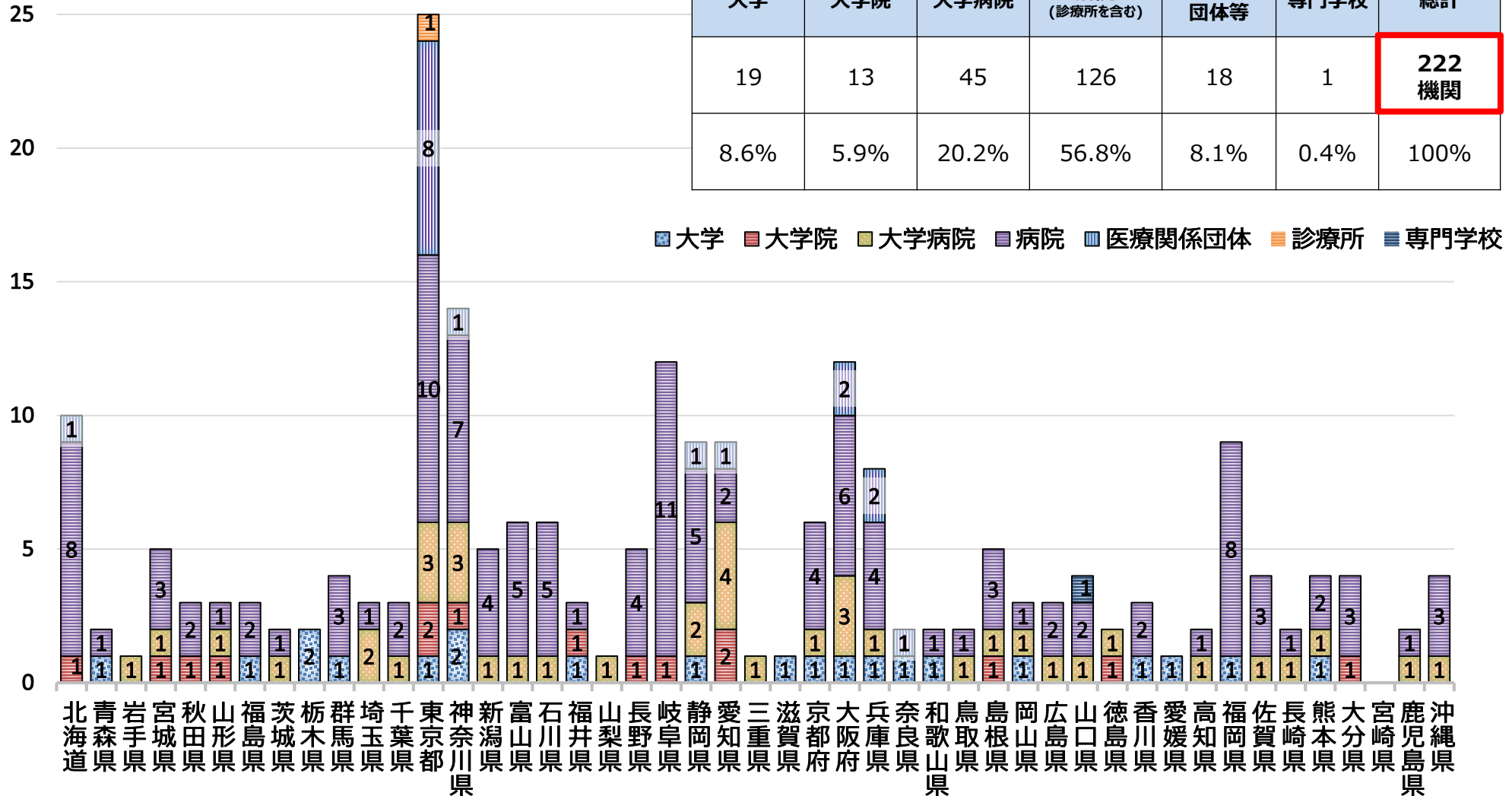
特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■ 都道府県別指定研修機関数(令和2年8月現在)

■ 施設の種別別指定研修機関数(令和2年8月現在)

大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
19	13	45	126	18	1	222 機関
8.6%	5.9%	20.2%	56.8%	8.1%	0.4%	100%

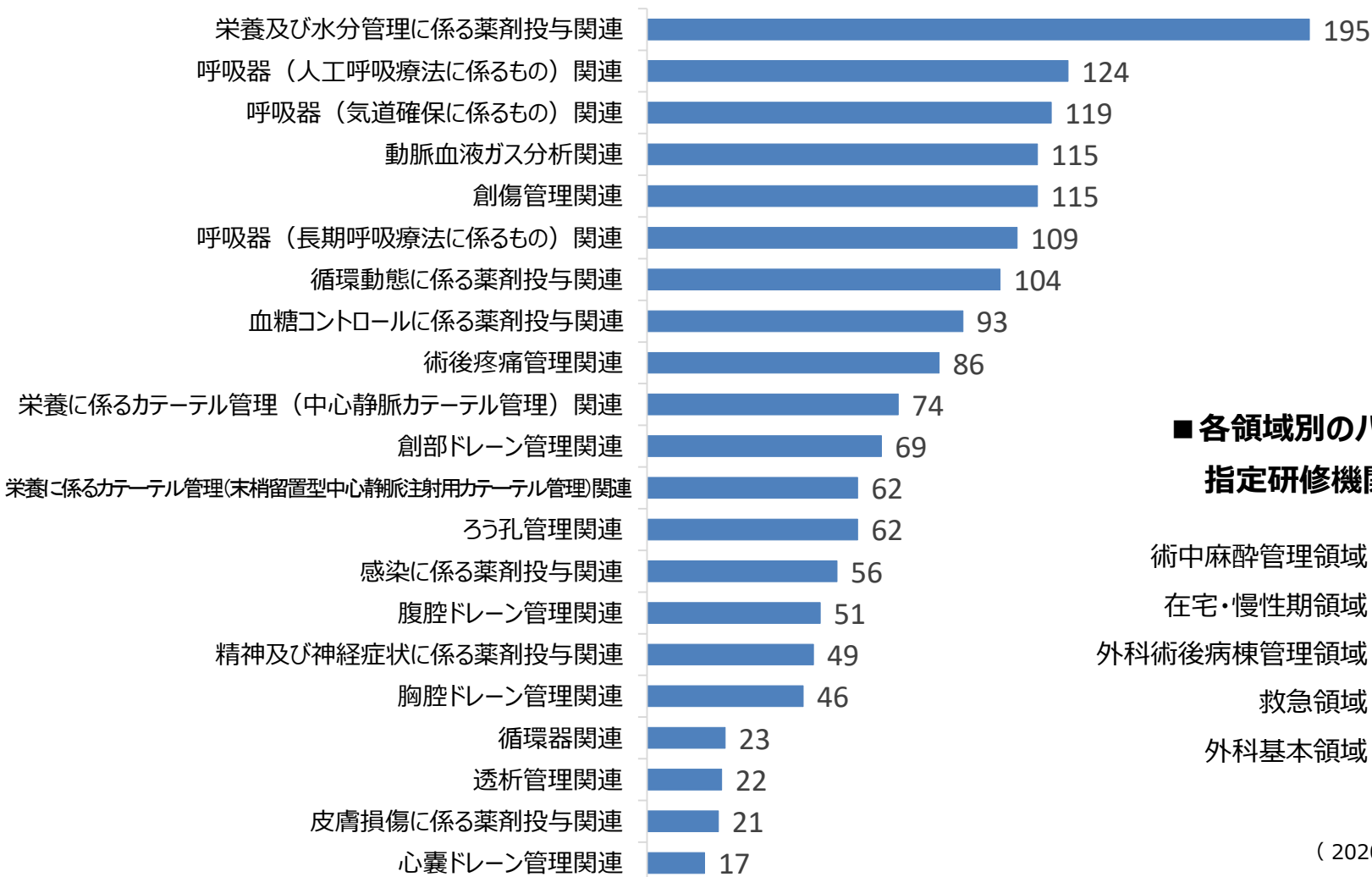
(指定研修機関数)



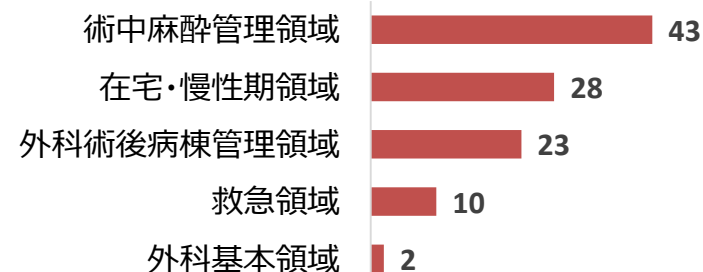
指定研修機関の特定行為区分別開講状況

- 特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」と「呼吸器（気道確保に係るもの）関連」が多い。
- 領域別パッケージ研修では、「術中麻酔管理領域」が43機関で最も多い。

■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関数（n=222）

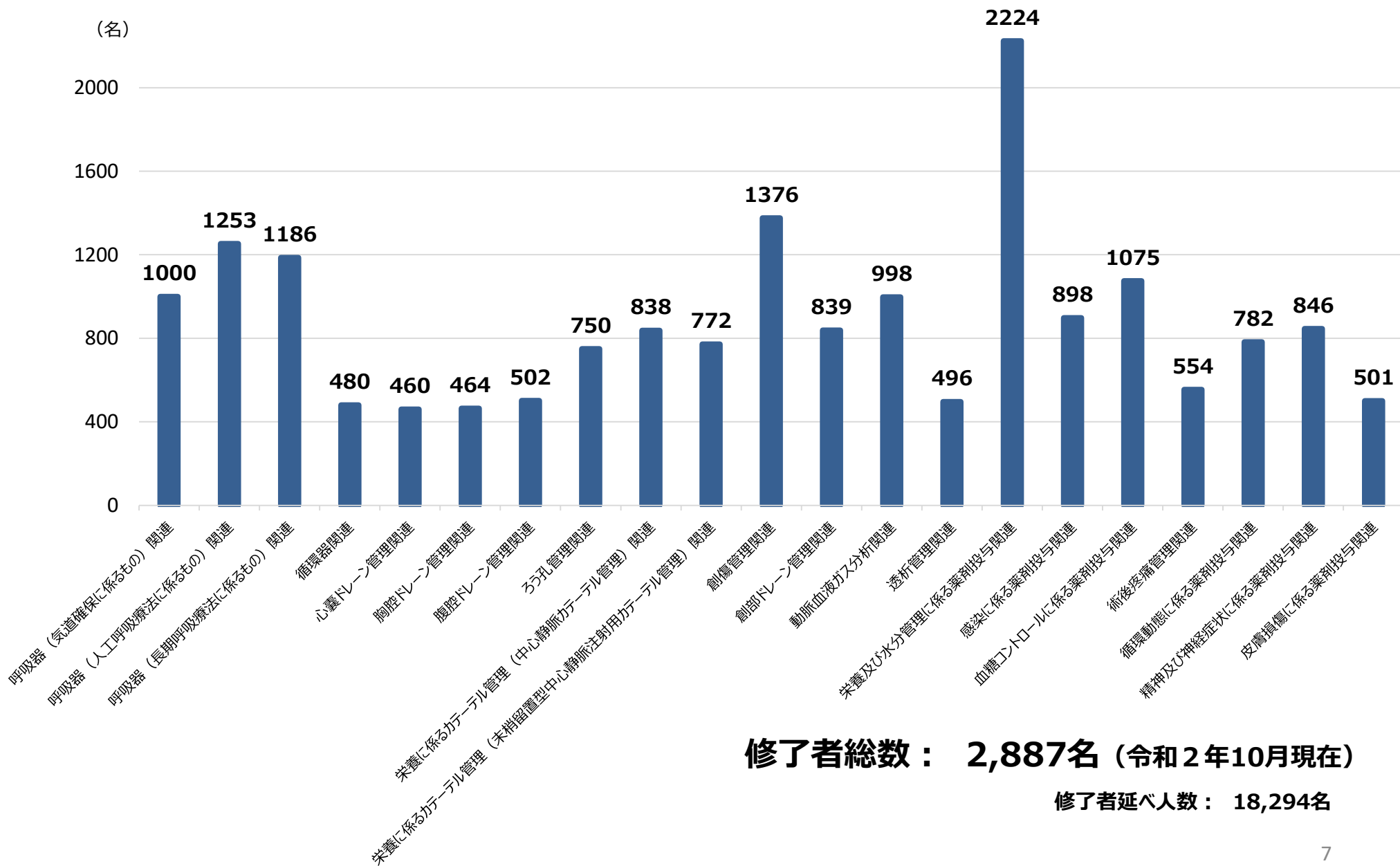


■ 各領域別のパッケージ研修実施指定研修機関数（n=74）



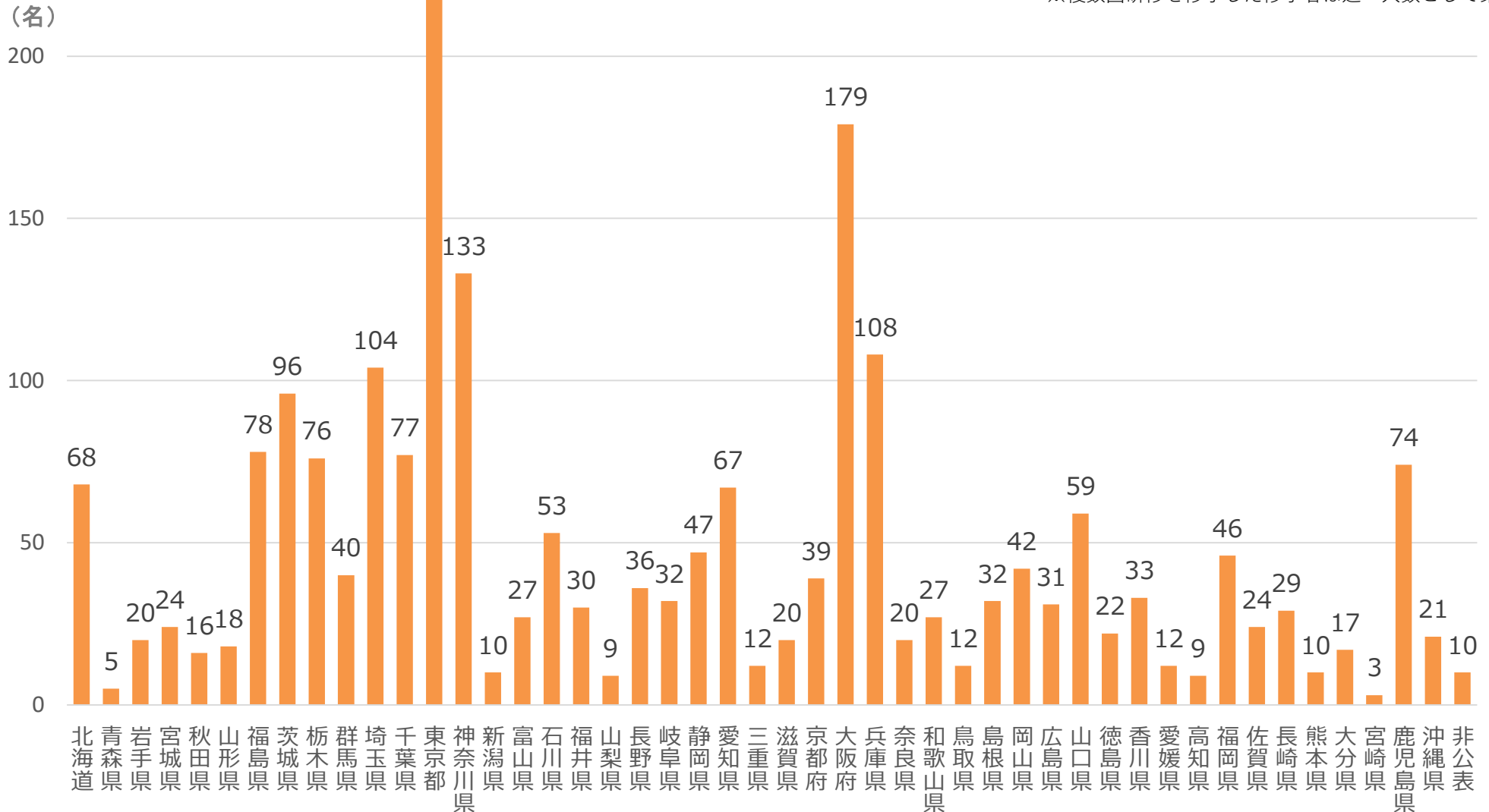
（2020年8月現在：医政局看護課調べ）

特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



特定行為研修修了者就業状況

総数 2176名（不明10名を含む）
※複数回研修を修了した修了者は延べ人数として集計



領域別パッケージ研修 一覧

特定行為区分	特定行為	区分単位 [時間]	領域別パッケージ [時間]					
			在宅	外科術後	麻酔	救急	外科基本	集中治療
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9		9	9	9		9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	29		17	17	29		23
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更							
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器から離脱							
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換	8	8	8				8
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	20						8
	一時的ペースメーカーリードの抜去							
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理							
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整							
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	8						
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更 胸腔ドレーンの抜去	13		13				
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）	8		8				
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換 膀胱カテーテルの交換	22	16					
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	7		7			7	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8		8				
創傷管理関連	褥（じよく）瘡（そう）又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	34	26				26	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	5		5			5	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	13		9	13	13	9	9
	橈骨動脈ラインの確保							
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	11						
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16		11				
	脱水症状に対する輸液による補正							
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与	29					29	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	16						
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	28		8	8			8
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整							
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整							
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整							
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整							
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整			12				
精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与	26				14		
	抗精神病薬の臨時的投与							
	抗不安薬の臨時的投与							
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17						
区分別科目合計時間数		335	61	119	70	76	95	76
合計時間数（共通科目+区分別科目）【時間】		585時間 +各5症例	311時間 +各5症例	369時間 +各5症例	320時間 +各5症例	326時間 +各5症例	345時間 +各5症例	326時間 +各5症例
合計行為数		38	4	15	8	9	7	910

※区分別科目の時間数に実習時間は含めず、経験すべき実習の症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度。

2. 指定研修機関、受講者等への国の支援 (令和3年度予算案概要)

特定行為研修の推進に係る支援について

指定研修機関への支援

- ✓研修機関導入促進支援事業 令和3年度予算案 161,826千円
研修導入に必要な備品購入、eラーニング設置、実習体制構築等の経費に対する支援
- ✓指定研修機関運営事業 令和3年度予算案 418,018千円
指導者経費、実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な経費に対する支援
- ✓研修機関の養给力向上支援事業 令和3年度予算案 39,618千円
自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用等に対する支援
- ✓指定研修機関等施設整備事業 令和3年度予算案 6,328千円
研修を実施するためのカンファレンスルーム、eラーニング設置、研修受講者用の実習室等の新築・増改築・改修に必要な施設整備に必要な経費に対する支援
- ✓人材開発支援助成金
訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を雇用保険により助成

研修受講者への支援

- ✓教育訓練給付
労働者が研修の費用を負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援
 - ・一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限年間10万円）
 - ・特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限年間20万円）
 - ・専門実践教育訓練給付：受講費用の50%（上限年間40万円）※受講者が支給を受けるためには、指定研修機関の特定行為研修が、教育訓練施設としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

医療機関への支援

- ✓地域医療介護総合確保基金
受講者の所属施設に対する支援（医療機関において負担した受講料等の費用補助、代替職員雇用の費用補助）
- ✓診療報酬における評価
一定の要件を満たした研修修了者が、診療報酬上の施設基準等の要件とされている
（糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、特定集中治療室管理料1及び2）
（平成30年度改定）
（総合入院体制加算、麻酔管理料Ⅱ）
（令和2年度改定）

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和3年度予算案 631,147千円（令和2年度予算額 591,523千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

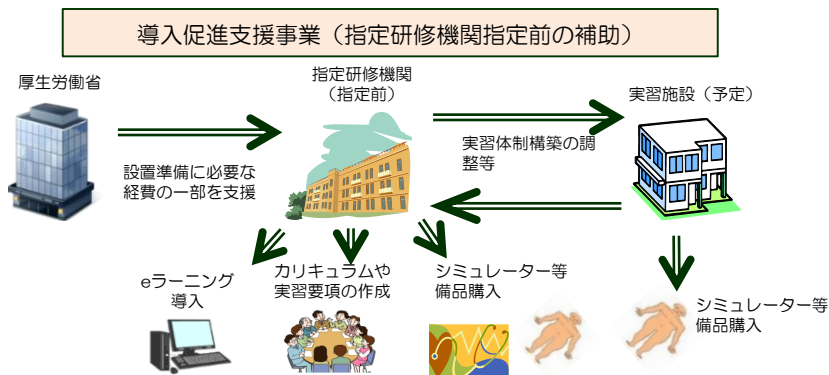
事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円（161,826千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】

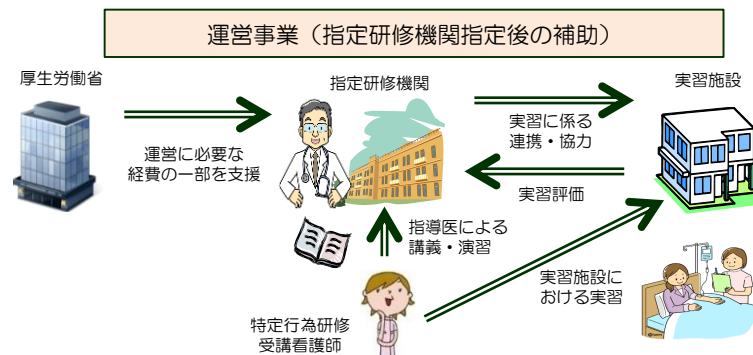


看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の養成的力向上支援事業【新規】 39,618千円（0千円）

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

看護師の特定行為に係る研修機関の養力向上支援事業 【新規】

事業目的

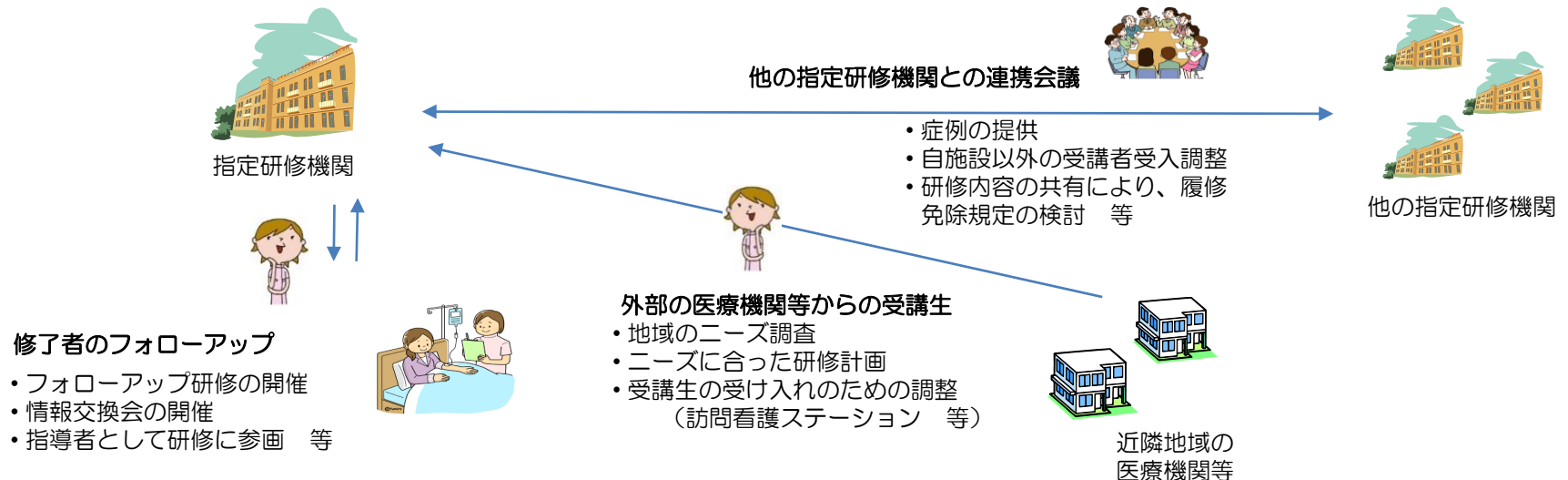
令和3年度予算案 39,618千円 (令和2年度予算額 0千円)

- 2025年に向けて、看護師の特定行為に係る研修制度の更なる推進を図るためには、より多くの特定行為研修修了者を養成し、確保する必要がある。
- そのためには、新たな指定研修機関の確保に加え、特定行為研修修了者を養成する指定研修機関において、研修の継続的な実施、定員の増員など、より多くの修了者を養成するための効率的な指定研修機関の運営を促進する必要がある。
- また、働きながら受講することを希望する看護師の受講行動を促すため、所属施設が指定研修機関ではない場合にも、身近な指定研修機関において受講が可能な環境の整備等を進める必要がある。
- 各指定研修機関において様々な要因が影響すると考えられるが、より多くの機関で特定行為研修修了者をさらに養成することを促進するため、本事業において、より多くの受講者に研修を実施するために、どのような取り組みが効果的であるか検証する。

事業概要

特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成のため、近隣地域の医療機関等や受講者のニーズの把握のための費用、自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用、修了者のフォローアップ研修や情報交換会などに係る費用等について支援を行い、指定研修機関の運営についての検証を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和3年度予算案 58,088千円（令和2年度予算額 58,088千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省

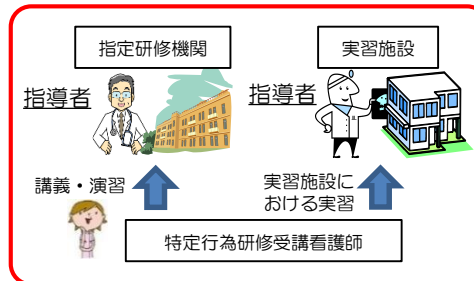


公募により選定
指導者講習会の
実施に必要な
経費を支援

委託先団体



指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ① 研修修了者の現在の就業場所、所属、特定行為に関する業務時間・内容等の活動状況に関する実態把握調査等
- ② ①を踏まえ、研修修了者の活躍推進に向けた課題の抽出等に係る調査・分析、および研修修了者の活動実態が把握可能な指標等に関する調査・分析等
- ③ 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ④ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ⑤ 特定行為研修に係るデータセットの構築と活用修了者の活動の効果を測定するための医療の質に関するデータ（DPCデータ等の患者データ）や、医師の役割分担・労働時間等といった多面的なデータの大規模な収集・分析。さらに、得られたエビデンスデータを継続的に収集可能にするための方法と、データの活用方策を検討。
- ⑥ 調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

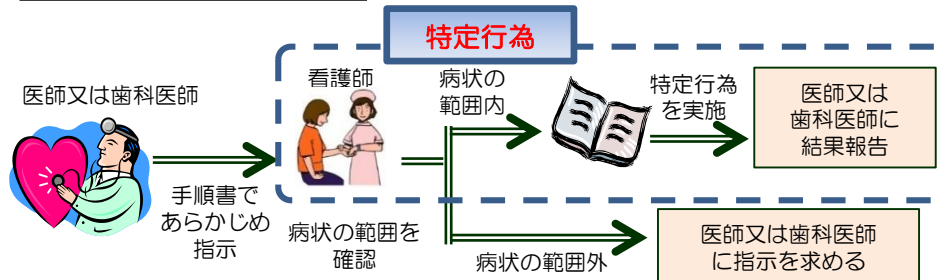
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和3年度予算案 6,328千円（令和2年度予算額 31,640千円）

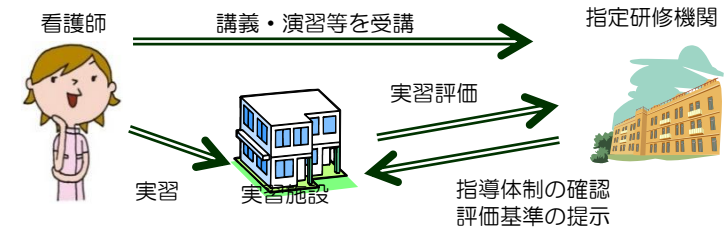
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

教育訓練給付の概要

教育訓練給付の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の40%（上限年間20万円）を受講修了後に支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講費用の20%（上限年間10万円）を受講修了後に支給。
支給要件	<p>在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</p> <p>+ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）</p>		
	既存制度（看護師、准看護師、保健師、助産師の養成課程などが対象）	新たに創設（特定行為研修などが対象）	既存制度（特定行為研修などが対象）

給付率UP!

特定行為研修を受講した者が教育訓練給付の支給を受けるためには、実施している特定行為研修が、教育訓練としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要があります。（指定の有効期限は3年間）

教育訓練の対象となる講座の指定基準の例

- 教育訓練実施者が、教育訓練事業を開始した後、1営業年度以上の事業実績を有し、かつその間経済的に安定して運営していること
- 訓練期間が、法令に基づいた最短期間かつ3年以内であること
- 申請手続きを行う日から遡って1年以内に、当該教育訓練を修了した者が一定程度以上の数あること（一般教育訓練の新規指定を除く）
- 当該教育訓練の実績として、受験率80%以上、合格率全国平均以上、就職・在職率80%以上であること（特定行為研修では、特定一般教育訓練の場合のみ課される指定基準）
※給付の種類や目標とする資格により異なる

⇒修了と同時に資格取得の効果が生じる特定行為研修では、修了者＝受験者かつ合格者となります。

※一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみを受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。

指定申請の手続きについて

- 指定の申請は年2回
4月1日付指定分受付期間：10月上旬に約1ヶ月間、10月1日付指定分受付期間：4月上旬に約1ヶ月間
- 厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、中央職業能力開発協会（令和元年度委託業者）に提出

- 厚生労働省HP 教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

教育訓練給付制度の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_shitei.html

人材開発支援助成金（人材開発支援コース助成金、特別育成訓練コース助成金） （令和元年度）

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：（ ）内は中小企業事業主以外 生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費 (※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・通信制(eラーニングを含む)の場合は、経費助成のみ対象とする

3. 指定研修機関、受講者等への 都道府県の支援状況に関する調査結果

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

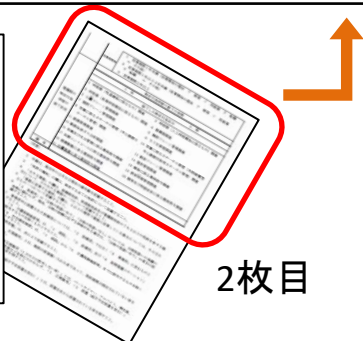
※当日画面に投影します。

4. 業務従事者届の様式改定について

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届」 記入時のお願い

「看護師の特定行為研修の修了状況」

	特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号
	1. 有	2. 無	
	修了した特定行為区分		
看護師の 特定行為	1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	
	3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	4 循環器関連	
研修の 修了状況	5 心嚢ドレーン管理関連	6 胸腔ドレーン管理関連	
	7 腹腔ドレーン管理関連	8 ろう孔管理関連	
	9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カ テーテル管理）関連	10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理）関連	
	11 創傷管理関連	12 創部ドレーン管理関連	
	13 動脈血液ガス分析関連	14 透析管理関連	
	15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16 感染に係る薬剤投与関連	
	17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	18 術後疼痛管理関連	
	19 循環動態に係る薬剤投与関連	20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	
	21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連		
	修了した領域別パッケージ研修		
	1 在宅・慢性期領域	2 外科術後病棟管理領域	
	3 術中麻酔管理領域	4 救急領域	
	5 外科系基本領域	6 集中治療領域	



1枚目

2枚目

「特定行為研修の修了の有無」

12月31日現在、指定研修機関において特定行為研修を修了し、
「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、
「1. 有」を○で囲んでください。

「修了した特定行為区分」

修了証の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」
に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

「修了した領域別パッケージ研修」

該当する全ての領域について記載してください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第37条の2の4に規定する研修です。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）

研修制度開始時期：平成27年10月

研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）

- ※ 医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。
- ※ 認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。
- ※ 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。
- ※ 単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したこ
とにはなりません。

業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師は、2年毎にその就業状況について、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。※保健師助産師看護師法 第33条

5. その他

①在宅における手順書例集について



「在宅領域版」手順書例集作成について

在宅領域で就業する特定行為研修修了者は、全修了者のうち約**7%** (令和元年10月現在)

〈在宅領域で特定行為の実践が困難な理由〉

患者ごとに異なる医療機関の医師が主治医となる可能性が高く、

- ✓ それぞれの医師が手順書を作成しなくてはならない。
- ✓ 制度に関する情報が十分医師に浸透していない。

療養が長期に渡る、もしくは最期まで自宅または施設などで療養する患者を想定した特定行為

【在宅・慢性期領域で頻度の高い4行為】

- 気管カニューレ交換
- 胃ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換
- 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 脱水症状に対する輸液による補正

〈厚生労働省ウェブサイト〉

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111457.html>



「在宅領域版」手順書作成にあたっての考え方

在宅領域で手順書を作成する際は、『**患者の療養生活の目標**』を確認し、それに沿った行為の実施となるように作成することが重要。

- ✓ 在宅領域とは、居宅などを想定していること。
- ✓ 在宅では看護師が1人で特定行為を実施することが多いため、状況によっては安全の確保が難しいことがあるが、家族等介助者の協力を得れば、安全性を確保しながら特定行為を実践できる場合があること。
- ✓ 患者の身体的特徴・病状などを踏まえ、特定行為の実施を検討すること。
- ✓ 治療中心の医療機関と違い、就労や就学など「生活する」という視点をもつこと。
- ✓ 現在の状態が悪化しないようにするための行為なのか、積極的な治療につなげるための行為なのかにより、行為を実施する基準や医療の内容が変わること。
- ✓ 長期に渡って在宅で生活を継続するため、患者の成長や退行性変性に基づく生活障害といった変化に合わせて定期的な見直しが必要であること。



※手順書例では、手順書に必要な要件のみを記載しているため患者の療養生活の目標について記載していない。
患者の療養生活の目標については、各医療現場で、確認のうえ作成いただく。

家族

介護用の車を借りる必要があるので何度も受診することは負担だった。尿量が減ると、カテーテルの閉塞や、発熱に対して不安があったが、自宅で点滴ができると病院に連れていかなくてもいいので助かるし、速やかに点滴をしてもらえて本人は楽そうである。

医師

地域に訪問診療医が不足しているし、病院勤務医は急な対応は難しい。修了者が手順書に沿ってタイムリーに対応してくれることにより、重症化や再入院を減らすことができた。



修了者

- ・ 自宅で点滴を行うようになり、入院する頻度が減って家族が喜んでいる。
- ・ 早めに家族から修了者に相談があるので、夜間や休日に対応することが減っている。
- ・ 医師、他の訪問看護師の負担が軽減されているように感じる。

同僚看護師

- ・ 37℃後半の発熱があると、家族は救急車を呼んだほうが良いかと不安を訴えることが多かったが、その訴えが減った。
- ・ 自宅で点滴ができるという安心からか、経口摂取をさせないといけないという家族の焦りは減ったように見える。
- ・ 訪問してから状態をみて医師へ報告、その後、処置を行わないといけなかったが、修了者は速やかに対応できるため家族の安心に繋がっている。

手順書:脱水症状に対する輸液による補正

【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】

在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、

- ・自覚症状や飲水量や排尿回数などから脱水が疑われる場合
または、
- ・脱水による補液を繰り返しており、今後脱水を起こしうる可能性が高いと考えられる患者

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
 - 軽度の頻脈以外にバイタルサインに異常がない
- ※ 病歴や身体診察から、脱水の原因が感染症など急性疾患によるものと考えられる場合は、担当医師に直接連絡



安定・緊急性なし

【診療の補助の内容】 脱水症状に対する輸液による補正（在宅・施設）

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 補液による溢水と思われる自覚所見(呼吸苦、喘鳴、浮腫など)が出現していない
- 意識、バイタルサインに問題がない

当てはまらない項目が1つでもある場合は、担当医師に直接連絡し、指示をもらう

【医療の安全を確保するために医師や歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師

【特定行為を行った後の医師や歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師に電話で直接連絡
2. 診療記録への記載

【日本医師会ホームページ】

The screenshot shows the top navigation bar of the Japan Medical Association website. It includes the JMA logo and name, and navigation links for 'アクセス' (Access), '日本医師会について' (About JMA), and 'サイトマップ' (Sitemap). Below this is a main menu with four categories: 'ホーム' (Home), '国民のみなさまへ' (For the General Public), '医師のみなさまへ' (For Physicians), and 'メンバーズルーム' (Members Room). A secondary green bar contains links for '入会のご案内' (Joining Us), '会員の声' (Members' Voices), and '研修医・若手医師のための入会案内冊子' (Newspaper for Residents and Young Doctors). A breadcrumb trail at the bottom reads: 'ホーム > 医師のみなさまへ > 診療支援 > 看護師の特定行為に係る手順書例集 (厚生労働省ホームページ)'.

2020年10月16日

看護師の特定行為に係る手順書例集 (厚生労働省ホームページ)

▶ [看護師の特定行為に係る手順書例集 \(厚生労働省ホームページ\)](#)  **NEW**

The screenshot shows the main content area of the Japan Medical Association website. It features the JMA logo and name, followed by a breadcrumb trail: 'ホーム > 公益社団法人 日本医師会 > 国民のみなさまへ > 医師のみなさまへ > 日本医師会について'. Below this is a grid of links. The first column contains contact information: '〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16' and 'ご感想はこちら'. The second column has '新着情報' (New Information) under both '国民のみなさまへ' and '医師のみなさまへ'. The third and fourth columns list various links under '日本医師会について', including '日本医師会長からの挨拶', '医師会紹介パンフレット', '日本医師会の概要', '医師会創立記念誌', '日本医師会の組織', '新公益法人制度', '業務及び財務等に関する資料', '競争的資金等の適正管理に向けた取り組みについて', and '交通アクセス'.

[各地の医師会](#) | [関連リンク](#) | [日本医師会個人情報について](#)

Copyright© Japan Medical Association. All rights reserved.

5. その他

②医療に関する広告規制について

背景

- **2025年に向けて在宅医療等の推進を図っていくためには**、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していくことが必要である。
 - また、**チーム医療や医師の働き方改革を推進する観点から、医療機関でのタスク・シフティングを進めていくことは重要**であり、医師の勤務時間上限規制が適用される2024年に向けて、他の医療従事者等を活用するための対応を進めることが求められている。このため、特定行為を手順書により行う看護師が実施する特定行為について、**患者に対し適切に情報提供することにより、医療機関選択のために活用することが重要**である。
- ※ 特定行為を手順書により行う看護師については、法令に基づき客観性が担保された制度として運用されており、当該看護師の活動により、**患者に対するきめ細かなケアによる医療の質の向上、医療従事者の長時間労働の削減等の効果**が見込まれていることから、特定行為を手順書により行う看護師が適切な役割を果たし、**チーム医療や医師の働き方改革を推進することが強く期待されている。**
(平成31年3月医師の働き方改革に関する検討会 報告書)

対応方針（案）

1. 看護師が医療機関において手順書により特定行為を実施している場合に、**その業務の内容について広告可能としてはどうか。**
2. この広告は専門性資格に関する広告ではなく、患者に対して医療の質の向上・効率的な医療の提供を目的として実施している業務の内容に関する広告であり、これらが明確となるよう、各医療機関での具体的な取組である**チーム医療や医師の働き方改革等を推進している旨を併記することとしてはどうか。**
3. 業務内容に関連する事項として、特定行為を手順書により行う看護師である旨、特定行為区分等に関する記載、氏名も広告して差し支えない（特定行為区分については、実施している業務の内容に関する特定行為区分に限って広告することが望ましい）としてはどうか。

実施している 業務内容の例

外科病棟における術後患者の管理業務
等

業務内容に関する 特定行為区分の例

【外科病棟における術後患者の管理業務】
・ 術後疼痛管理関連
・ 感染に係る薬剤投与関連
等

（広告例のイメージ）当院においては、チーム医療推進のため、術後患者のための以下の管理業務を、特定行為研修を修了した看護師が実施しています。

- ・ 手術後の痛みを抑えるために、患者さんの体の状態を確認しながら、手順書に基づき、適切なタイミングで鎮痛剤を投与します。（関連する特定行為区分「術後疼痛管理関連」）
- ・ 手術後に創部に感染がおこる場合がありますが、手順書に基づき、薬剤の臨時的投与を行います。（関連する特定行為区分「感染に係る薬剤投与関連」）

⋮

広告可能な事項について

(医療法第6条の5第3項各号、医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- ⑦ 地域医療連携推進法人の参加病院等である旨
- ⑧ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑨ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑩ 医療相談、医療安全、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑪ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑫ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑬ 病院等において提供される医療の内容に関する事項※1
- ⑭ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑮ その他①～⑭に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの※2

※1 検査、手術、治療方法については、保険診療、評価療養、患者申出療養及び選定療養、分娩、自由診療のうち、保険診療等と同一の検査等、自由診療のうち、医薬品医療機器等法の承認等を得た医薬品等を用いる検査等

※2 健康検査の実施、予防接種の実施、外部監査を受けている旨等

○ 医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）

改正案

第四条 法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一～十八（略）

十九 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為を同項第二号に規定する手順書により行う看護師が実施している当該特定行為に係る業務の内容

二十 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）

改正案

第5 広告可能な事項について

4 広告可能な事項の具体的な内容

(1)～(14)（略）

(15) 特定行為を手順書により行う看護師が実施している業務の内容（法6条の5第3項第15号関係）

ア～チ（略）

ツ 広告告示第4条第19号関係

本号の規定により、看護師が医療機関において手順書により特定行為を実施している場合に、その業務の内容について広告可能である。ただし、この広告は専門性資格に関する広告ではなく、患者に対して医療の質の向上・効率的な医療の提供を目的として実施している業務の内容に関する広告であり、これらが明確となるよう、各医療機関での具体的な取組であるチーム医療や医師の働き方改革等を推進している旨を併記することとする。また、特定行為を手順書により行う看護師である旨、特定行為区分等に関する記載、氏名も広告して差し支えない（特定行為区分については、実施している業務の内容に関する特定行為区分に限って広告することが望ましい）。

※ 医師少数区域等で勤務した医師の項目を追加することにより、現行医療広告ガイドラインの第5の4の(6)から(14)は、それぞれ、第5の4の(7)から(15)に繰り下がる。また、機能評価係数IIに係る記載場所を整備することにより、第5の4の(14)法6条の5第3項第14号関係のヨからタは、それぞれ、第5の4の(15)法6条の5の第3項第15号関係のサからチに繰り下がる。

【参考資料】

看護師の特定行為研修を行う

指定研修機関一覧(2020年10月時点)

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1／6）

46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	指定区分		指定日	所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別 パッケージ				区分数	領域別 パッケージ	
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13		2015	秋田	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1		2018
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1		2017		秋田赤十字病院	1		2018
	旭川赤十字病院	2		2018		国立大学法人秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻（博士前期課程）臨床看護学分野	21		2020
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	8		2018		山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	21	
	医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3		2018	国立大学法人山形大学医学部附属病院		12	外科術後 麻酔	2020
	清水赤十字病院	4	在宅	2019	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院		6	麻酔	2020
	医療法人溪仁会 法人本部	11	在宅 麻酔	2020	福島	公益財団法人星総合病院	4		2016
	医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	3		2020		医療法人 平心会 須賀川病院	8	在宅	2016
	国立大学法人 北海道大学病院	12	外科術後	2020		公立大学法人福島県立医科大学	19		2017
	社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院	3		2020	茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	18	外科術後 麻酔 救急	2016
学校法人青森田中学園 青森中央学院大学	1		2020	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院		19		2018	
青森	八戸市立市民病院	5	救急	2020	栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	20	在宅 外科術後	2015
	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	14	在宅 外科術後	2015		学校法人獨協学園 獨協医科大学	21	在宅 外科術後 麻酔 救急	2019
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21		2016	群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	4	在宅	2016
	石巻赤十字病院	4		2019		医療法人 群馬会 群馬病院	1		2019
	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	4	在宅	2019		前橋赤十字病院	5		2019
	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	6		2020		群馬県公立大学法人 群馬県立県民健康科学大学	2	33	2020
国立大学法人東北大学 東北大学病院	12	外科術後 麻酔	2020						

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2／6）

46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数		指定日	所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別パッケージ				区分数	領域別パッケージ	
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13		2015	東京	医療法人社団ダイアステップ	1		2020
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7		2016		学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院	6	麻酔	2020
	防衛医科大学校病院	6	麻酔	2020		学校法人東邦大学	6	麻酔	2020
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 看護師特定行為研修センター	3		2016		国立研究開発法人 国立国際医療研究センター	5		2020
	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	12		2019		国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院	12		2020
	国立大学法人千葉大学医学部附属病院	6		2020		国立大学法人東京大学 東京大学医学部附属病院	6	麻酔	2020
東京	一般社団法人 日本慢性期医療協会	9		2015		町田市民病院	1		2020
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21		2015		独立行政法人国立病院機構東京医療センター	7	外科基本	2020
	学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科保健医療学専攻	21		2015		医療法人五星会 菊名記念病院	2		2017
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21		2015		医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	18		2017
	公益社団法人日本看護協会	14		2015	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	10		2017	
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2		2016	独立行政法人労働者健康安全機構	11		2019	
	医療法人社団 明芳会	8		2017	横浜市立みなと赤十字病院	2		2019	
	社会医療法人 河北医療財団 河北総合病院	3		2017	学校法人 東海大学	12		2019	
	独立行政法人地域医療機能推進機構	11		2017	学校法人日本医科大学 日本医科大学武蔵小杉病院	8	麻酔	2019	
	医療法人社団永生会	2		2017	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	13	外科術後麻酔救急	2020	
東京	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	7		2017	学校法人 北里研究所 北里大学病院	6		2020	
	セコム医療システム株式会社	10		2017	学校法人 聖マリアンナ医科大学 聖マリアンナ医科大学病院 看護師特定行為研修センター	21		2020	
	医療法人財団慈生会 野村病院	1		2018	公立大学法人横浜市立大学 看護キャリア開発支援センター	17	外科術後	2020	
	日本赤十字社	5		2018	公立大学法人横浜市立大学 横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻	6	麻酔	2020	
	武蔵野赤十字病院	5		2018	社会福祉法人 親善福祉協会 国際親善総合病院	4		2020	
	公益財団法人 日産厚生会玉川病院	6		2019	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	6	麻酔	2020	
	社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院	12	外科術後	2019					

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（3/6）

46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数		指定日	所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別 パッケージ 研修				区分数	領域別 パッケージ 研修	
新潟	国立大学法人新潟大学 新潟大学医歯学総合病院	15		2019	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院	1		2018
	新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院	1		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 岐北厚生病院	1		2018
	新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央総合病院	1		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	1		2018
	新潟県厚生農業協同組合連合会 新潟医療センター	1		2019		岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4		2018
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	5	在宅	2020		岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター 東濃厚生病院	2		2018
富山	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1		2018		岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西美濃厚生病院	1		2018
	富山県立中央病院	5		2019		県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	1		2019
	南砺市民病院	2		2019		医療法人澄心会 岐阜ハートセンター	6		2019
	国立大学法人富山大学附属病院	4		2019		岐阜大学医学部附属病院	6	麻酔	2020
	黒部市民病院	2		2020		社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	1		2020
	高岡市民病院	1		2020	美濃市立美濃病院	4	在宅	2020	
石川	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	7		2016	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	12	外科術後	2020	
	公立能登総合病院	3		2017	学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学	1		2018	
	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2		2017	公益社団法人有隣厚生会富士病院	14	在宅 麻酔 外科基本	2018	
	公立松任石川中央病院	6		2017	国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	9		2019	
	国民健康保険小松市民病院	3		2017	静岡県立静岡がんセンター	3		2019	
	金沢医科大学病院	6	麻酔	2020	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	6	麻酔	2019	
福井	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	12	在宅 麻酔	2016	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	5		2019	
	市立敦賀病院	5	在宅	2018	順天堂大学医学部附属静岡病院	7		2020	
	国立大学法人福井大学大学院医学研究科	3		2020	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院	4	35	2020	
山梨	国立大学法人山梨大学医学部附属病院	2		2020	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院	7	麻酔	2020	
長野	学校法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻	8		2018					
	伊那中央病院	8		2018					
	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	14		2019					
	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立信州医療センター	4	在宅	2020					
	長野赤十字病院	1		2020					

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（4／6） 46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数		指定日	所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別 パッケージ 研修				区分数	領域別 パッケージ 研修	
愛知	学校法人愛知医科大学愛知医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21		2015	大阪	医療法人藤井会石切生喜病院	2		2019
	学校法人 藤田学園 藤田医科大学大学院保健学研究科保健学専攻	21		2015		社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 泉南医療福祉センター	2		2019
	医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター	4		2019		大阪赤十字病院	4		2019
	学校法人 藤田学園 藤田医科大学病院	16		2019		国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	8		2019
	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学医学部 附属病院	18		2019		大阪医科大学附属病院	14	在宅 外科術後 麻酔	2020
	愛知医科大学病院	7	麻酔	2020		大阪大学医学部附属病院	8	麻酔	2020
	公益社団法人愛知県看護協会	1		2020		関西医科大学附属病院	7	麻酔	2020
	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	10		2020		独立行政法人国立病院機構 大阪南医療セン ター	7	麻酔 救急	2020
	名古屋市立大学病院	3		2020					
三重	国立大学法人三重大学医学部附属病院	6	麻酔	2020	兵庫	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修セン ター	14		2017
滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	17	在宅 外科術後 麻酔 救急	2016		姫路赤十字病院	5		2018
						医療法人社団慈恵会新須磨病院	2		2018
京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	7		2015		神戸アドベンチスト病院	1		2019
	市立福知山市民病院	4	在宅	2019		公益社団法人日本麻酔科学会	6	麻酔	2020
	医療法人医仁会 武田総合病院	4		2020		社会医療法人 榮昌会 吉田病院	2		2020
	医療法人社団石鎚会田辺中央病院	3		2020		公益社団法人 兵庫県看護協会	2		2020
	公立大学法人 京都府立医科大学	13	外科術後 麻酔	2020	神戸大学医学部附属病院	6	麻酔	2020	
	京都大学医学部附属病院	6	麻酔	2020					
大阪	社会医療法人愛仁会	13	在宅 麻酔 救急	2016	奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	13		2015
	公立大学法人大阪市立大学	6		2017	地方独立行政法人奈良県立病院機構 医療専門 職教育研修センター	21		2020	
	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	5		2017	和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	8	在宅	2017
	公益社団法人 大阪府看護協会	13	在宅 救急	2018		日本赤十字社和歌山医療センター	3		2019
					鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	7	36	2018
						鳥取赤十字病院	5		2019

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（5／6）

46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数		指定日	所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別 パッケージ 研修				区分数	領域別 パッケージ 研修	
島根	松江市立病院	7	麻酔	2019	香川	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	3		2017
	松江赤十字病院	5		2019		高松赤十字病院	4		2018
	島根県立中央病院	8	麻酔	2019		国立大学法人香川大学	14	在宅 外科術後 麻酔	2020
	公立大学法人島根県立大学 島根県立大学 大学院看護学研究科看護学専攻	8	在宅	2020	愛媛	国立大学法人 愛媛大学	4		2020
	国立大学法人島根大学医学部附属病院	4		2020	高知	社会医療法人 近森会 近森病院	15	外科術後 麻酔 救急	2016
学校法人 川崎学園	14	麻酔	2017	国立大学法人高知大学 高知大学医学部附属病院		13	外科術後	2020	
岡山	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院	9	救急	2019	福岡	社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	2		2017
	国立大学法人岡山大学 岡山大学病院	12	外科術後 麻酔	2020		社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	7	麻酔	2017
広島	国立大学法人 広島大学病院	10		2019		社会医療法人 共愛会 戸畑共立病院	3		2018
	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	5	救急	2020		福岡赤十字病院	5		2018
	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	4	在宅	2020		医療法人八女発心会 姫野病院	2		2020
山口	総合病院 山口赤十字病院	2		2018	社会福祉法人恩賜財団済生会福岡支部福岡県済生会福岡総合病院	5		2020	
	医療法人茜会 ウエストジャパン看護専門学校	2		2019	地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市民病院	1		2020	
	国立大学法人山口大学医学部附属病院	12	外科術後	2020	公立八女総合病院	3		2020	
	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 山口県済生会山口総合病院	4		2020	福岡県立大学看護実践教育センター 特定行為研修部門	5	在宅 ³⁷	2020	
徳島	国立大学法人徳島大学 徳島大学病院	8		2020					
	国立大学法人徳島大学大学院医歯薬学研究部保健学域保健科学部門	4	在宅	2020					

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（6／6）

46都道府県222機関（2020年8月現在）

所在地	指定研修機関名	区分数		指定日
		区分数	領域別パッケージ	
佐賀	社会医療法人 祐愛会織田病院	5	在宅	2017
	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	5	在宅	2018
	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	3		2019
	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	6	麻酔	2020
長崎	国立大学法人 長崎大学病院	7		2020
	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	4		2020
熊本	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	6	救急	2019
	学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学 キャリア教育研修センター	2		2020
	国立大学法人熊本大学 熊本大学病院	12	外科術後	2020
	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	7	麻酔	2020
大分	公立大学法人 大分県立看護科学大学大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21		2015
	社会医療法人敬和会 大分岡病院	14	在宅 外科術後 麻酔	2018
	大分赤十字病院	3		2020
	大分県立病院	12	外科術後	2020
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	16	在宅 外科術後	2016
	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	4		2019
沖縄	国立大学法人琉球大学 琉球大学病院	7	救急	2018
	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	4		2018
	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	5	在宅	2018
	社会医療法人 友愛会 友愛医療センター	9	麻酔	2020

〈領域別パッケージ研修〉
 在宅・・・在宅・慢性期領域
 外科術後・・・外科術後病棟管理領域
 麻酔・・・術中麻酔管理領域
 救急・・・救急領域
 外科基本・・・外科系基本領域